

産業廃棄物処分業許可証

住所 大阪府高槻市真上町二丁目2番30号

氏名 株式会社浜田
代表取締役 濱田 篤介



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 7 年 3 月 1 日

許可の有効年月日 令和14年 2 月 2 9 日

- 1 事業の範囲
- (1) 業の区分・中間処理
- (2) 中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類
- ア 破 碎 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
- イ 切 断 : 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
(以上7種類)
- ウ 圧縮梱包 : 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
(以上3種類)
- (処分できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおりに)
- (以上6種類)
- 2 事業の用に供する施設 (詳細は裏面のとおりに)
- (1) 東京都江戸川区松江五丁目2番21号
- (2) 東京都大田区京浜島二丁目7番5号
- 3 許可の条件
- (1) 2(1)の作業時間は、原則として8時から17時までとすること。
- 2(2)の破碎機の作業時間は、原則として9時から18時までとすること。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。
- (3) 作業中はシャッターを閉めること。
- (4) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。
- 4 許可の更新・変更の状況
- 平成 25 年 3 月 1 日 新規許可
- 令和 7 年 3 月 1 日 更新許可 第 2 回
- 5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無
- (裏面あり)

(裏面)

2 事業の用に供する施設

(1) 東京都江戸川区松江五丁目22番21号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
破 砕	廃プラスチック類		14,000本/日 ※1 1,800本/日 ※2	平成24年11月8日		
	金属くず					
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず					
切 断 ※4	廃プラスチック類	4.62t/日	4.87t/日	平成24年11月8日		
	金属くず	5.13t/日				

(2) 東京都大田区京浜島二丁目7番5号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
破 砕	廃プラスチック類		14,000本/日 ※1 1,800本/日 ※2	平成27年11月18日		
	金属くず					
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず					
破 砕	廃プラスチック類		14,000本/日 ※1 1,800本/日 ※2	令和6年2月7日		
	金属くず					
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず					
破 砕 ※3	廃プラスチック類	3.96t/日		平成28年1月18日		
	紙くず	3.31t/日				
	木くず	4.44t/日				
	繊維くず	3.19t/日				
	ゴムくず	3.85t/日				
	金属くず	4.45t/日				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	4.55t/日				
切 断 ※4	廃プラスチック類	4.62t/日	4.87t/日	平成27年11月18日		
	金属くず	5.13t/日				
切 断 ※5	廃プラスチック類		480枚/日	平成29年7月4日		
	金属くず					
圧縮梱包	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず		13.2t/日	平成27年11月18日		
	廃プラスチック類					
	紙くず					
	繊維くず					
	ゴムくず					
	金属くず					
圧縮梱包	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず		13.2t/日	平成27年11月18日		
	廃プラスチック類					
	紙くず					
	繊維くず					
	ゴムくず					
	金属くず					

※1: 廃蛍光灯(水銀使用製品産業廃棄物)に限る(1日最大稼働時間: 7時間)。

※2: 廃HIDランプ、廃放電ランプ(水銀使用製品産業廃棄物)に限る(1日最大稼働時間: 1時間)。

※3: 廃石膏ボード類、廃乾電池類を除く。

※4: 手すりベルト類、ワイヤーロープ類、金属線類、金属パイプ類、樹脂パイプ類、樹脂ホース類、樹脂シート類に限る。

※5: 破損(機械的)していない太陽光パネルに限る。

(以下余白)